

うるま市一般廃棄物処理基本計画 (中間見直し)

概 要 版



令和6年3月

うるま市

計画の基本的事項

1. 計画策定の主旨と位置づけ

本計画は、本市の一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿を示すマスタープランです。

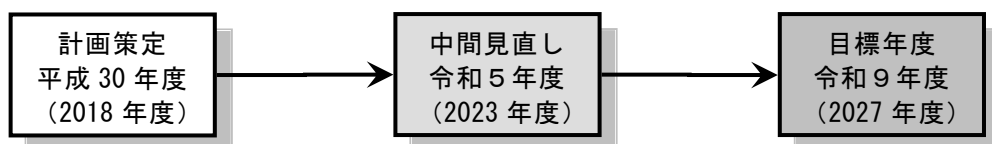
本市のごみ処理を計画的かつ適正に行うための根幹となるものとして重要な意義をもつもので、ごみ処理に係わる「**ごみ処理基本計画**」と、し尿処理等に係わる「**生活排水処理基本計画**」で構成されています。

また、大規模な災害により発生した災害廃棄物の処理に際し、迅速かつ適正な処理及び再資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧・復興を推進していくことを目的に、「**災害廃棄物処理基本計画**」を併せて策定します。

2. 計画期間

計画期間は平成 30 年度～令和 9 年度とし、目標年度を令和 9 年度とします。

本計画は 5 年ごとに見直すことを基本としていることから、令和 5 年度に中間見直しを行いました。

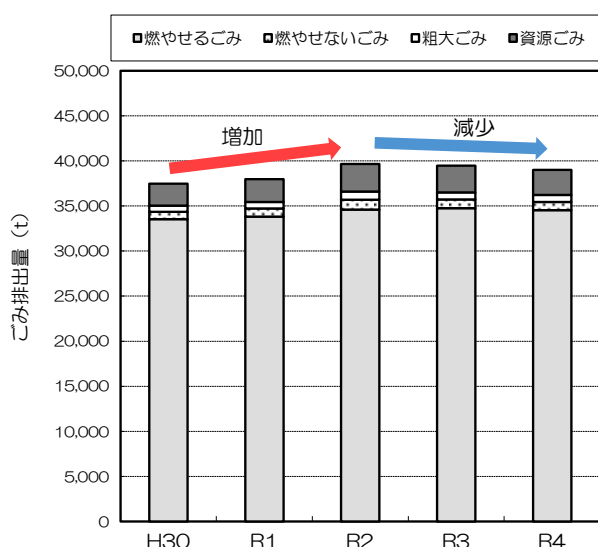


ごみ処理基本計画

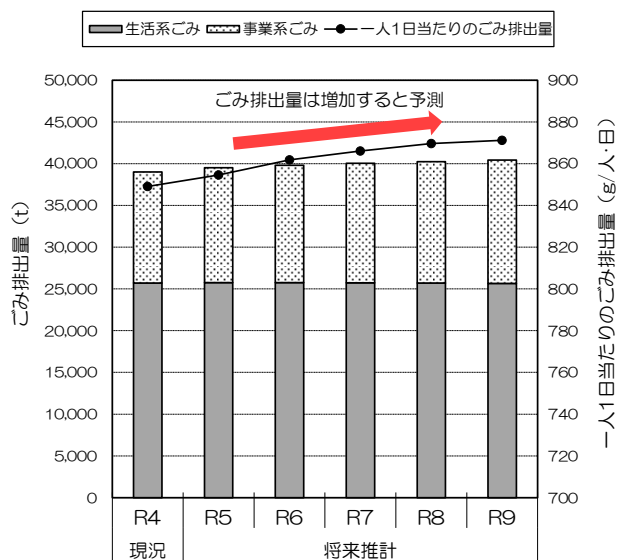
1. ごみ排出量の現状と将来予測

過去 5 年間のごみ排出量は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて増加しましたが、令和 3 年度以降は減少に転じました。

令和 5 年度から令和 9 年度までのごみ排出量は、**増加すると予測**されます。



ごみ排出量の推移



ごみ排出量の将来予測

2. 目指す将来像



3. 基本方針

目標年度（令和 9 年度）におけるごみ処理の基本方針として、以下の 5 つを掲げ、廃棄物の減量化・資源化を推進するとともに**循環型社会の形成を目指します**。

方針
1

発生・排出抑制（市民・事業者・行政の三者協働による 4R 活動を推進）

方針
2

収集・運搬（効率的で環境に配慮した収集・運搬体制を整備）

方針
3

中間処理（ごみの処理費を含めた施設の適正管理を推進）

方針
4

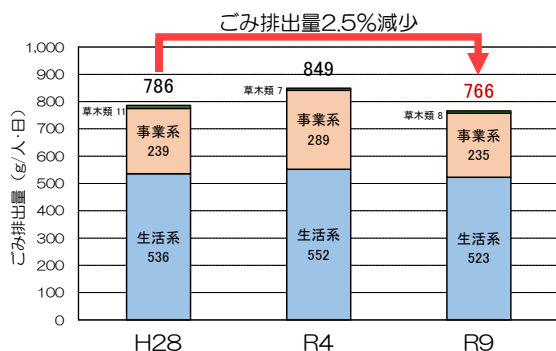
最終処分（最終処分場を長期利用可能とするため、埋立処分量の減容化

方針
5

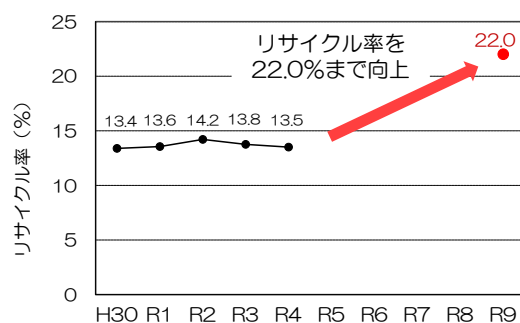
その他計画（清潔できれいなまちを目指す）

4. 計画の目標

本計画では、令和 9 年度に「**一人 1 日当たりのごみ排出量を 766g まで減らす**」、「**リサイクル率を 22.0% まで向上させる**」ことを目標に掲げています。



一人 1 日当たりのごみ排出量の目標



リサイクル率の目標

5. 施策の展開

5つの基本方針に基づき、個別の具体的施策を掲げ、各施策の展開を図ります。

方針 1

発生・排出抑制（市民・事業者・行政の三者協働による4R活動を推進）

1) 市民による4Rの推進

a. 減量化対策

① ライフスタイルの見直し

- ・必要な分だけ買う
- ・使い捨て製品の使用の抑制
- ・簡易包装の製品の購入
- ・詰め替え製品の購入
- ・リユース及びリサイクル製品の選択
- ・食品ロスの削減
- ・3切り運動（食材の使い切り、食材の食べ切り、生ごみの水切り）の実行 等

② マイバッグ等の運動の促進

- ・レジ袋や過剰包装を削減するため、マイバッグ運動の展開

③ 分別排出の徹底

- ・ごみ分別排出の指導
- ・処理困難物のごみ出しルールの指導

b. 資源化対策

① 紙類の回収 ② 古布の回収

③ 生ごみの堆肥化の普及（家庭用生ごみ処理機又は処理容器購入奨励助成金）

④ 食品トレイ等の店頭回収の利用促進 ⑤ リサイクル業者等の利用促進

⑥ フリーマーケットやバザー等の利用促進

c. 減量化・資源化の双方を含む対策

① 4Rの推進・組織づくり

- ・4Rを適切に推進するため、地域との関係を強化し、ごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織づくり・拠点づくりの検討

② 市民への普及啓発

- ・市のごみ処理の現状やごみの分別方法等について、ホームページや広報誌等での周知
- ・ごみ分別・出し方に関するAIチャットボット活用の普及啓発
- ・学校、家庭及び地域での環境教育への支援
- ・ごみの野焼き禁止の周知
- ・不法投棄の禁止、不法投棄発見への協力の周知 等

コラム：AIチャットボットを使ってみませんか

うるま市では、市民や事業者の皆様からのお問い合わせに対する利便性向上等を目的に、AI（人工知能）が対話形式で応答し、自動で案内を行う『AIチャットボット』を令和3年3月1日から導入しました。ごみの分別方法や出し方、地区別のごみ収集日を確認することができます。

こんな時にお使いください。

- ・市役所の業務時間外に問い合わせをしたい時（24時間365日対応可能）
- ・電話よりも気軽に問い合わせをしたい時
- ・知りたいことをホームページでどのように探せばいいかわからない時



2) 事業者による 4R の推進
a. 減量化・資源化の双方を含む対策 ①分別排出の徹底 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分の周知 ・処理困難物のごみ出しルールの指導 等 ②食品ロス削減等 ・食品ロスの削減や生ごみの排出削減 ・フードバンクへの協力要請 ③食品トレイ等の店頭回収 ④簡易包装の促進 ⑤ごみの減量化、資源化が容易な商品の開発 ⑥4R の推進・組織づくり ⑦減量化・資源化計画の策定 ⑧適正処理の啓発 ・事業活動における省エネルギー・省資源に向けた取り組みの実践 等 ⑨環境に配慮した事業活動の促進 ・ごみの排出抑制及びリサイクル ・食品残渣の資源化、エネルギー利用等についての情報収集 ⑩事業者による情報発信の促進 ・事業者のごみ減量に関する取組事例についての紹介等への協力
3) 行政による 4R の推進
a. 減量化対策 ①ごみ袋の種類やごみ処理料金の見直し・検討 ・市民や事業者のニーズに対応したU字型ごみ袋の種類やごみ処理料金の見直しの検討 ②食品ロス削減 ・フードドライブの実施
b. 減量化・資源化の双方を含む対策 ①パソコン等小型家電のリサイクルの促進 ②市民団体等との協力 ③事業者に対する 4R 活動の推進 ・食品残渣の資源化、エネルギー利用等についての情報収集 等 ④環境教育の推進 ⑤普及啓発の推進 ・市民及び事業者にごみ減量化の意識啓発を図るため、広報紙やホームページを活用 等

方針 2

収集・運搬（効率的で環境に配慮した収集・運搬体制を整備）

1) 収集・運搬委託業者の指導
・収集委託業者に対して適切な収集・運搬を行うよう指導 ・市民の分別の徹底を促すため、分別されていないごみについては、収集を行わない措置を促しており、委託業者に対してその趣旨を説明
2) 環境配慮型の収集車両の導入
・環境配慮型のごみ収集車両の情報収集
3) 資源ごみの持ち去り対策の検討
・資源ごみ（アルミ缶・新聞紙）の持ち去り対策の検討
4) 適正処理困難物の対応
・本市で処理ができない適正処理困難物は、製造業者等へ引き取りを依頼するよう指導 ・家電リサイクル法対象品目は、関係リサイクル法に基づくリサイクルルートの活用を指導

方針
3

中間処理（ごみの処理費を含めた施設の適正管理を推進）

1) 燃やせるごみの処理
・燃やせるごみは、美島環境クリーンセンターにおいて処理
2) 燃やせないごみ、有害ごみ、資源ごみ、粗大ごみの処理
・燃やせないごみ、有害ごみ等は、美島環境クリーンセンターにおいて処理・保管後、リサイクル業者へ引き渡し
3) 草木類
・草木類は、民間リサイクルで再資源化
4) 美島環境クリーンセンター等の維持管理
・中間処理施設の定期的な点検・清掃・補修整備による予防保全の徹底、施設の長寿命化
5) 中間処理段階の循環利用の促進
・熱回収施設における金属類等の有効利用、埋立処分量の最少化、余熱利用（発電、蒸気利用）
・リサイクルセンターにおける不燃性粗大ごみからの金属類の自然物回収の徹底 等

方針
4

最終処分（最終処分場を長期利用可能とするため、埋立処分量の減容化

1) 最終処分量の減容化
・最終処分場の減容化を図るため、ごみの排出抑制やリサイクル、適正な中間処理の実施

方針
5

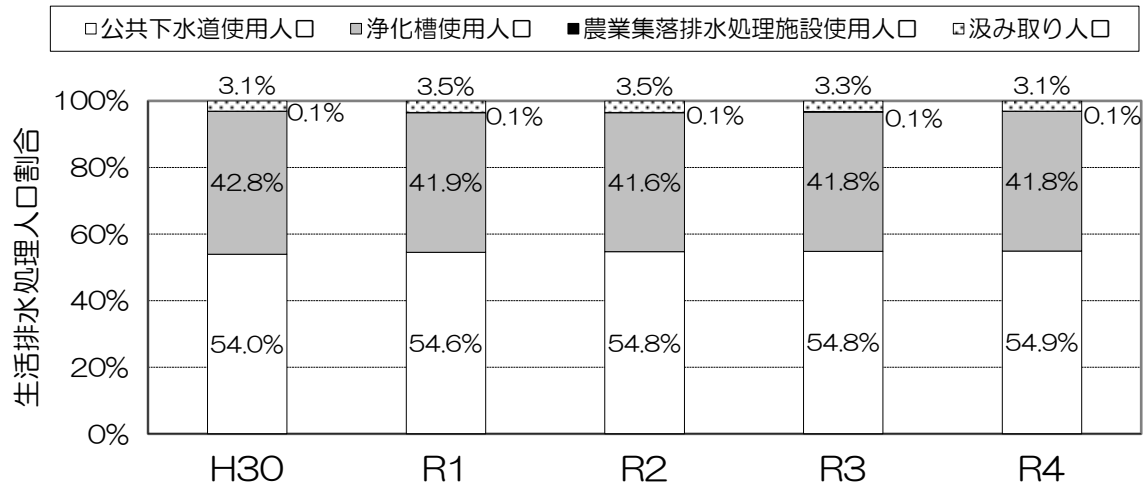
その他計画（清潔できれいなまちを目指す）

1) 不法投棄対策
・不法投棄防止に係る計画の策定
・地域住民や関係機関との連携を強化し、不法投棄のパトロール体制の整備 等
2) 環境美化運動の推進
・美しい環境を保つためには、一人ひとりのモラルを高める必要があることから、各自治会・市民・各種団体・事業者等と協力し、環境美化清掃の継続
3) 適正処理困難物の対応
・家電リサイクル法で定められている5品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）の回収方法の周知
・在宅医療廃棄物のうち、感染性廃棄物（注射器や針付きチューブなど）以外の廃棄物について回収を継続
4) 小型家電等のリサイクルの推進
・小型家電リサイクル法に基づき、希少金属（レアメタル）等のリサイクルについて、広報紙やホームページでの周知
・資源有効利用促進法に基づき、小型充電式電池（充電して繰り返し使える電池）のリサイクルについて、広報誌やホームページでの周知
5) 関連計画との整合
・うるま市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画等の関連計画との整合を図る

生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

令和4年度の生活排水処理別人口の割合は、公共下水道使用人口が54.9%、浄化槽使用人口が41.8%、農業集落排水処理施設使用人口が0.1%、汲み取りが3.1%となっています。



2. 基本方針

生活排水処理の基本方針として、以下の5つを掲げ、良好な水環境の保全に寄与します。

- 方針1：公共下水道施設整備の推進
- 方針2：公共下水道への接続促進
- 方針3：農業集落排水処理施設への接続促進
- 方針4：合併処理浄化槽への切り替え促進
- 方針5：浄化槽の適正管理の普及啓発

3. 生活排水処理基本計画、し尿等処理計画

5つの基本方針に基づき、各施策の展開を図ります。

- 公共下水道が整備されている地域においては、未接続世帯の接続を促進します。
- 公共下水道整備の困難な地域等においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 浄化槽の適正管理に関する普及啓発や指導を行います。
- 石川地域のし尿等を処理している石川終末処理場のし尿等投入施設は、老朽化に伴い令和6年度で廃止し、令和7年度以降は中部衛生施設組合（長尾苑）で処理する予定です。
- 中部衛生施設組合（長尾苑）についても老朽化しており、継続して適正に処理が行えるよう施設運営計画の検討を行います。
- 中部衛生施設組合（長尾苑）、石川終末処理場（し尿受入れ分）の施設は、具志川浄化センター又は石川終末処理場への統廃合の検討を、恩納村、金武町を含めて進めていきます。

災害廃棄物処理基本計画

1. 災害の想定と災害廃棄物発生量

災害の想定と災害廃棄物発生量等は下表のとおりです。

分類	地震の種類	災害廃棄物発生量	一次仮置場必要面積
切迫性の高い地震 (L1)	石川-具志川断層系	396,000 t	87,616m ²
最大クラスの地震 (L2)	沖縄本島南東沖地震 3 連動 (沖縄 3 連動地震)	2,321,000 t	484,416m ²

分類	対象水系・想定降雨	被災世帯数	災害廃棄物発生量
風水害	天願川流域全体に 60 分の 降雨量で 92mm (30 年に 1 回程度起こる大雨)	床上浸水： 68 世帯	258 t
		床下浸水： 49 世帯	30 t
		合 計：117 世帯	288 t

2. 地震災害発生後の段階的処理内容

地震災害発生後は、下表に示すように時間区分ごとに段階的な処理を実施します。

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3 週間程度
	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3 カ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3 年程度

3. 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災後は、本計画をもとに、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

実行計画には、処理の基本方針を示し、災害廃棄物の処理完了の目標期間を設定します。

また、災害廃棄物発生量の推計値や、処理施設の被災状況を踏まえた処理可能量を記載するとともに、仮置場の設置や破碎選別等の処理についても計画し、具体的な処理工程を示します。

うるま市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）概要版 令和6年3月

うるま市役所 市民生活部 環境政策課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL：098-973-5594（直） FAX：098-973-6065

